

## 議案第 39 号

### 日出町税条例の一部改正について

日出町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長      本    田    博    文

### 日出町税条例の一部を改正する条例

日出町税条例（昭和 29 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 32 条第 1 号中「扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第 4 号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 第 25 項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 50 条第 2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第 64 条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第 26 項とし、同条中第 24 項を第 25 項とし、第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 24 条第 2 項、第 32 条第 1 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 附則第 10 条の 2 第 25 項の改正規定(同項を同条第 26 項とする部分を除く。)並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和 年法律第 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(3) 附則第 10 条の 2 第 25 項を同条第 26 項とし、同条中第 24 項を第 25 項とし、第 23 項の次に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 31 号)の施行の日(町民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の日出町税条例(以下「新条例」という。)第 34 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定は、所得割の納税義務者が令和 3 年 4 月 1 日以後に支出するこれらの号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の日出町税条例第 34 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 4 号に規定する寄附金又は金銭につ

いては、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。次項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期限内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 1 0 条の 2 第 2 6 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備

等に該当する特例対象資産を、令和３年４月１日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日（当該施行の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和３年４月１日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第１０条の２第２６項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第２項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項」とする。

#### 理 由

地方税法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。